

(備考)

- 1 3及び4には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- 2 申請書〔1部〕には次の書類を添付すること。
 - (1) 定款〔2部〕
 - (2) 役員に関する次の書類
 - ① 役員名簿〔2部〕
 - ② 各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本〔1部〕
 - ③ 各役員の住所又は居所を証する書面〔1部〕
 - (3) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面〔1部〕
 - (4) 法第2条第2項第2号及び法第 12 条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面〔1部〕
 - (5) 設立趣旨書〔2部〕
 - (6) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本〔1部〕
 - (7) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書〔2部〕
 - (8) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書〔2部〕

設立認証申請書

平成25年2月25日

茨城県知事 殿

申請者 住所又は居所 茨城県つくば市稲荷前8番地7
メゾン赤塚103号

氏名 藤田哲史 印
電話番号 029-858-7255

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

1 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 バイオマスもみがら研究会

2 代表者の氏名

藤田哲史

3 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市稲荷前8番地7 メゾン赤塚103号

4 その他の事務所の所在地

なし

5 定款に記載された目的

この法人は、一般の人々に対して発酵技術を広く啓蒙し、発酵した食品循環資源や農産物非食用部等が土壌改良に役立ち、化学肥料に代わる有機堆肥として施用され、それらを活用した田畑からは栄養価が高く美味しい農産物作りが実現することを知らしめ、普及し、有機資源のリサイクルを推進することによって環境保全に貢献するとともに雇用の促進等地域住民・地域社会の発展に寄与することを目的とする。